

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.45

模倣品、周知商標、そして著作権

はじめに

本号では、アフリカにおける知的財産関連の様々な最新事情に目を向けてみる。アフリカ最大の経済圏のうちの2つ、ケニアと南アフリカでは模倣品問題に関心が集まっている。また、周知商標に関する話題や、著作権法改正の貴重な事例についても述べていきたいと思う。

ケニア – 模倣品のオンライン進出

ケニアではというより、アフリカ全域において模倣品売買のやり方としては伝統的な販売方式（対面販売）が大半を占めていた。しかし、ケニアの法律事務所が最近発表した論文（‘Counterfeiting is stalling the growth of e-commerce in Kenya.’ Author: Rose Njeru and Agnes Akel of Bowmans www.bowmanslaw.com）は、アフリカにおいてオンラインショッピングがますます勢力を拡大しつつあるという事実に注意を喚起している。アフリカ大陸の中で最も多くのオンライン通販利用者を抱えている国は、ケニア、ナイジェリア、南アフリカである。この論文によれば、アフリカにおいて真正品がオンラインで売買されるのと軌を一にして、オンラインプラットフォームが次第にアフリカにおける模倣品の供給元となってきている。

同論文はさらに、ケニアの模倣品取締法はオンラインによる模倣品販売の取締には適していないと示唆している。オンラインプラットフォーム上での模倣品の売買やリステイングに関する規定が同法には含まれていないからである。新たに導入された模倣品取締機関（ACA）の登録制度について言えば、登録は伝統的な模倣品売買に関してはメリットがあるかもしれないがオンラインによる模倣品売買という状況においてはさほど効果が望めないだろう、と同論文は示唆している。

オンラインプラットフォーム上での模倣品のリステイングとは、ウェブサイトのようオンラインサイト上で模倣品販売を申し出ることである。著者の批判の一つは、法は、単に伝統的な模倣行為を想定しているように思われ、オンラインで多くの模倣活動が行われ、増加傾向にあることを認めようとしない点である。さらに、立法者は、オンライン模倣行為を同時に処理する機会をとらえ、他の国を参考に、制度整備を行うことを提案している。

さらに続けて、ケニアの当局は外国の事例を参考にすべきだと同論文は提言している。例えば以下のような事例である。

- インドでは、電子商取引法によって販売者とプラットフォーム所有者の両方に責任が課されており、知的財産権者がオンラインプラットフォームを通じて自らの商品を販売する際にはプラットフォームの登録が求められる。
- 中国では、知的財産権者は電子商取引プラットフォームの運営者に対して模倣品販売サイトの所有者に対抗する措置を要求することができる上に、商品販売のためにプラットフォームへのリステイングを希望する販売者は自らの身元と住所に関する完全かつ正確な情報の提供を求められるため、模倣品売買が発生した場合には知的財産権者が模倣品販売者に対抗する措置をとることができる。

- 欧州連合（EU）には削除手続が存在する。

ケニア — 周知商標

ケニアでは周知商標の問題が長年にわたって物議を醸している。読者の皆さんはご存じないかもしれないが、数年前にケニアの裁判所が「Sony」はケニアにおいては周知商標ではないという判断を示したことがある。この判決には多くの人々が度肝を抜かれた。この訴訟において、裁判所は周知商標に関して極めて厳格な基準を適用していた。例えば、大規模な国際スポーツイベントのスポンサーとなることによって名声又は評判が得られたことを立証するためにはケニアの国民が実際にその競技イベントを観戦したという事実を示す証拠が要求される、と裁判官は判示している。

最近ケニアの登録局が下した決定は **Joton** 事件として知られているが、この決定の中で登録局は周知商標の認定には以下の3段階の基本的なステップが要求されると述べている。

- 当該商標に関係する商品又は役務に関心を持っている人口セクターを特定する。
- 当該商標が外国を拠点とする企業の商標としてケニア国内の法域において周知であるか否かを判断する。
- 当該商標について要求される上記の知識を持っている人々が選択された母集団の中で実質的な数に達しているか否かを判断する。

関連の人口セクターの特定に関して、登録局は、世界知的所有権機関（WIPO）の「共同勧告」を適用すべきだと述べている。それはすなわち、以下のようなファクターを考量する必要があるということである。

- 商標が使用された商品又は役務と同タイプの商品及び/又は役務の現実の消費者及び/又は潜在的消費者
- 商標が使用された商品又は役務と同タイプの商品及び/又は役務の流通チャネルに関与している人々。

商標が使用された商品又は役務と同タイプの商品及び/又は役務を扱っている業界。

ケニア — データ保護

2019年データ保護法の法案が発表された。この法案が採択された場合、ケニア建国以来初のデータ保護法が施行されることになる。

リビア — 商標出願の公開中止

リビアの商標登録局は、統一政権が確立されるまで商標出願の公開を中止することとなった。事態が平常に復するにはもう少し時間がかかりそうである。

南アフリカ — 模倣品状況の悪化

南アフリカ（ある程度はアフリカの大半の地域においても）の模倣品問題の規模の大きさと重症度は、最近の報道によって証明されている。この報道によれば、模倣品取締のためにヨハネスブルクにある複数の施設の強制捜査を行っていた警察官が群衆に襲撃され、追い払われたようだ。群衆は警官らに投石し、警察車両を破壊したという。この暴行のせいで、模倣品の没収は失敗に終わった。警察の増援部隊がゴム弾を使用したことで事態はようやく終息し、秩序が回復されたとのことである。

スーダン — 商標登録拒絶不服審判

登録官の決定を不服とする審判は、今後は商標局の不服審判委員会（同委員会は最近解散した）ではなく、裁判所に提起されることになる。その結果として、上訴はこれまで以上に形式的要件が厳しく、かつ費用のかさむものとなり、弁護士が常に要求される。登録が拒絶される可能性の有無を判断するため、商標権者は商標出願に先立って抵触する商標がないことを確認するクリアランス調査を心がけるべきだ、というのが一般のコンセンサスである。

タンザニア — 著作権法の改正

著作権法は、アフリカにおいてはあまり注目されていない。そんな中で、最近のタンザニアの著作権法改正は言及に値する。

タンザニアの著作権法は「1999年著作権・著作隣接権法」（Copyright and Neighboring Relations Act 1999）である。同法は、他の様々な法律とともに、「2019年制定法（各種改正第3号）」（Written Laws (Miscellaneous Amendments, No 3) Act 2019）によって改正されることとなった。著作権法の改正により、著作権侵害の訴に関わる管轄権の問題が解決されるとともに、罰則の強化によって著作権者に対する保護がいっそう手厚くなった。主要な変更点は次のようなものである。

- 著作権訴訟の審理について管轄権を有する「裁判所」（*court*）とは、争点となる金額すなわち損害賠償額に関わる審理の管轄権を有する裁判所と同一であることが今回の改正により明らかにされた。
- 著作権者の諸権利が拡張されている。今後、著作権法により保護される権利を利用しようとする者は、いかなる者であっても著作権者の許可を求める義務を負うことになる（この義務は改正前の旧法にも黙示的に盛り込まれていたが、その点をはっきりと明示する必要があると当局は考えたようだ）。
- 侵害について言えば、犯罪とされる侵害について所定の罰金又は著作権侵害に相当する素材の価額の30%に当たる額（いずれか高額な方）及び6か月以上3年以下の懲役を科す規定が存在する。再犯又は累犯の場合、賠償の割合は50%に、懲役期間は12か月以上5年以下に引き上げられる。
- タンザニア著作権協会（COSOTA）の業務が拡張され、契約の登録簿の維持管理が含まれることになった。

「映画演劇法」（Films and Stage Plays Act）と呼ばれる法律も改正され、映画撮影の舞台としてタンザニアを使おうとする外国企業は、撮影場面のフィルムの長さを当局に申告して承認を得た上でロケ地となる場所を確認し、撮影済みのフィルムを当局に提出して承認及び許可証

明書を取得しなければならないという規定が盛り込まれた。映画制作者は、タンザニア政府が観光その他の目的でタンザニアを宣伝するために撮影した映画のコンテンツを使用する権利をタンザニア政府に与えることを要求される。最後に、映画制作者は、タンザニアで撮影されたコンテンツの利用全般について「所定の料金」を支払うよう要求される。この料金の決定方法については、詳細を定めた施行規則が今後採択される予定である。

ジンバブエ — 専門機関としての知的財産裁判所

ジンバブエには知財事案を専門に扱う知財裁判所が存在する。高等裁判所の専門部門である知的財産裁判所 (IP Tribunal) である。最近、*Lion Match Proprietary Limited v Lion Match Zimbabwe Limited IPT 01/16* の事案において同裁判所が判決を言い渡した。

この訴訟には、はるか昔から「Lion」の商標の下でマッチの製造販売業に従事してきた南アフリカ企業が、ジンバブエにおいても長年にわたり当該商標を使用してきたという背景があった。同社は最終的にジンバブエから撤退したが、その際、それまで子会社であったジンバブエ企業がジンバブエの商標とジンバブエにおける事業の両方を継承することを許可した。前記のジンバブエ企業は多くの歳月を経て営業を続けていたが、同国の経済情勢の厳しさゆえに廃業することになった。また、このジンバブエ企業は自社の商標登録が失効するままに放置していた。

その後、本家の南アフリカ企業がジンバブエ市場に再び参入し、自らの名義で商標登録を出願したのだが、その時点で前記のジンバブエ企業も自社名義で出願を行っていた。登録官はどちらの出願が優勢かの判断を迫られることとなった。

登録官はジンバブエ企業に有利な判断を下し、ジンバブエ企業による商標の不使用は同国の過酷な経済情勢によって正当化されると述べた。しかし、裁判所は登録官の決定を覆した。裁判所の見解によれば、失効した登録を回復するために3年の猶予期間が設けられているが、その期間がすでに満了しているという事実が本件においては重要である。ジンバブエ企業の出願は新規の出願として処理されねばならず、その場合には「時系列において先に来る者がより強い権原を有する」という法諺が優先されなければならない。かくして、南アフリカ企業の出願が認められることとなった。

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 45

[著者]
Spoor & Fisher
spoor • fisher
patents • trade marks • copyright

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2019年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。